

介護用おしりふき調達契約書（案）

大和高田市（以下「発注者」という。）と_____（以下「受注者」という。）は、介護用おしりふきを受注者が発注者に供給し、発注者が買い受けることについて次のとおり契約を締結する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- （1） 物 品 名 介護用おしりふき
- （2） 商 品 名 ●●
- （3） 単 価 1パックにつき金●●円（消費税、地方消費税は別途。）
※受給者宅への配達料を含む。
- （4） 納入期間 令和7年6月1日から令和8年3月31日まで
- （5） 納入場所 発注者が指定する受給者宅
- （6） 配達条件 継続受給者の場合は、介護用紙おむつの定例配達月に、新規受給者の場合は、介護用紙おむつの支給決定月に、介護用紙おむつと一緒に配達を行う。配達数量は、1月につき原則1パックとする。
- （7） 規格等 別紙「令和7年度介護用おしりふき仕様書」のとおり
（受領書の提出及び検査）

第2条 受注者は、予め受給者との時間調整等を行い、納品は手渡しで行う。

2 受注者は、前項の納品時に、次のいずれかの方法で受領書を作成し、配達月ごとに取りまとめて速やかに発注者へ提出する。

- （1） 介護者（家族）又は被介護者の場合は、受領印の押印又は署名
- （2） 同居でない家族の場合は、署名及び住所のサイン
- （3） ヘルパー、ケアマネジャー等の代理受領の場合は、署名及び肩書のサイン

3 発注者は、前項の提出を受けたときは、受領の検査を行い、不備がなければ受注者にその旨を通知する。

（交換）

第3条 発注者は、前条第3項の検査の結果、契約内容の全部並びに一部が契約に違反し、並びに不当であると認めたとき又は納品後に受給者が不良品を発見し、それを妥当と認めたときは、受注者に対して交換を請求することができる。

2 受注者は、前項の交換請求があった場合、誠意をもって速やかに交換するものとする。
（代金の支払）

第4条 受注者は、第2条第3項の通知を受けたときは、直ちに発注者に代金の請求を行う。

2 支払額は、契約単価に支給個数を乗じた額と消費税及び地方消費税に相当する額の合計した金額とする。ただし、当該金額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

3 発注者は、同条第1項の請求を受けた日から30日以内に支払うものとする。

(契約の解除)

第5条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなくこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないことが明らかになったとき。
- (2) 契約の締結又は履行につき不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、契約の履行のため発注者が行う検査等に対し、妨害及び指示に従わない等の協力義務に反する行為をしたとき。
- (4) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、市長から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を市長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

- (5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第6条 前条の規定により契約を解除した場合、受注者は発注者に対し、金●●円（予定数量730袋に契約単価●円を乗じて得た額）から既済部分又は既納部分の額を差し引いた額の100分の10に相当する額を違約金として支払わなければならない。

(談合等による解除)

第7条 発注者は、受注者がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 公正取引委員会が受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。
- (2) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 発注者は、前項の規定による契約解除をした場合において、受注者に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第8条 前条第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者は、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として金●●円（予定数量730袋に契約単価●円を乗じて得た額の100分の20に相当する額）を支払わなければならない。また、当該契約を履行した後も、同様とする。

(費用の負担)

第9条 この契約の締結に要する費用及び物品の納入に必要なすべての費用は、受注者の負担となる。

(秘密の保持)

第10条 受注者は、委託業務の実施に当たり、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第11条 受注者は、この契約の履行に当たって個人情報を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大和高田市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第20号）の趣旨を踏まえ、その漏えい、滅失、棄損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

2 受注者は、自己の委託業務に従事する者及びその他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。

(管轄裁判所)

第12条 この契約に関する訴訟については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第13条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び発注者が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者と受注者とが記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

(発注者) 奈良県大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内 大造

(受注者)